税務相談室

一　時　所　得

北海道医師会顧問税理士　中村（なかむら）　孝一（こういち）

質問１　私は今年子供を亡くし、その子供を被保険者として契約していた下記生命保険契約につき保険金を受け取りましたが、この保険金は課税対象になるのでしょうか。

(1)	保険料負担者	私
(2)	保険金受取人及び保険金額	私　300万円
(3)	支払保険料の総額	120万円
(4)	支払を受けた剰余金の総額	20万円

回　答　一時所得として課税されます。

保険金受取人自身が生命保険料を負担していた場合には、被保険者には関係なく、次の金額が本人の一時所得として課税されます。

受取保険金－〔支払保険料総額－分配を受けた剰余金及び割戻金等のいわゆる契約者配当金〕
－500,000円〔一時所得の特別控除額〕＝　一時所得の金額

注　総所得金額に算入されるのはこの一時所得の金額の２分の１です

したがって、ご質問の場合は、
3,000,000円－（1,200,000円－200,000円）－500,000＝1,500,000円
150万円が一時所得の金額となり、他の所得と総合して課税されるのは２分の１に当たる75万円となります。

日本医師会公式YouTubeチャンネルの登録ならびに日本医師会LINE公式アカウントの友だち追加へのご協力のお願い

日本医師会では公式YouTubeチャンネルやLINE公式アカウントを通じて、さまざまな情報を提供しています。それらの情報をご活用いただくため、ぜひ、YouTubeのチャンネル登録ならびにLINEへの友だち追加を、下記の二次元バーコードからお願いいたします。

●日本医師会公式YouTubeチャンネル

●日本医師会LINE公式アカウント

問い合わせ先：日本医師会広報課　E-mail：kouhou@po.med.or.jp